

第7回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和3年3月15日(月) 9時57分～10時57分

2 場 所 青森県観光物産館アスパム 6階八甲田

3 出席者

【委員】 公益委員 石岡委員、佐藤委員、戸沢委員、飛鳥委員、森委員
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、野坂委員
使用者委員 小笠原委員、齋藤委員、平野委員

【事務局】 請園青森労働局長、細田労働基準部長、吉田賃金室長、
成田賃金係長、長尾厚生労働事務官

4 開 会

賃金係長 それでは、皆様お揃いですので、ただ今から、第7回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、田中委員、三上委員、黒滝委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴について公示いたしました。希望者がありませんでしたので、併せて御報告いたします。

初めに、請園労働局長より挨拶を申し上げます。

5 局長挨拶

局 長 委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

今年度の青森県最低賃金につきましては、コロナ禍の影響により中央最低賃金審議会がリーマンショック後の平成21年以来11年ぶりに有額の目安を示さなかったということもあり、難しい審議をお願いすることとなりました。その中で真摯な議論、熱心な審議をいただきながら、時間額793円ということで結審、令和2年10月3日に発効させていただきました。ありがとうございます。

また、特定(産業別)最低賃金につきましても、全て例年どおり、12月21日に指定発効ということでございます。

振り返ってみますと、今年度、本審、専門部会、検討小委員会等を含めて計17回、開催させていただいたところでございますけれども、いずれも円滑な会議運営、真摯な議論ができましたことにつきましては、ひとえに石岡会長をはじめ、委員の皆様方の多大なご尽力によるものと感謝申し上げます。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

わたくしども労働局といたしましては、引き続き最低賃金の周知徹底は

もとより、履行確保につきまして万全を期してまいりたいと思っておりますし、今後も最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援等につきましても実施してまいりたいと思っております。

さて、本日の審議会は、令和2年度最後の審議会ということになります。2年間にわたりまして審議をいただきました第54期の委員の方々の審議も今回で最後ということになります。今期をもちましてご退任される委員の皆様方におかれましては、長年にわたり最低賃金の決定にご協力いただきましたことにつきまして改めて御礼申し上げます。また、来期も引き続きご就任いただく予定の委員の皆様方におかれましては、今後とも引き続き青森地方最低賃金審議会の円滑な運営にご協力のほど、よろしく申し上げます。

最後になりますが、いまだ青森県下におきましても新型コロナウイルス感染症が収束に至っておりません。そのため、県下の雇用失業情勢、青森県の経済に対しましても非常に大きな影響を及ぼしているところも事実でございます。わたくしども、労働局といたしましてもできるだけ接触しない形での行政運営を余儀なくされているところでございまして、本日の会議、このような広い会場で開催させていただくのもその一環でございますけれども、事業場の方々からの提出書類につきまして、郵送あるいは電子申請でお願いすることによりまして、できるだけ監督署、ハローワークに来なくても済むような形ですとか、ソーシャルディスタンスに基づいたセミナーの開催、雇用保険の手続きの関係につきましても、そのような形での対応を余儀なくされているところでございます。さらに、各種会場への自粛等もございまして非常に皆様方におかれましてもご迷惑かけているところかと思っております。ただ、新型コロナウイルス感染症が収束するまで、ワクチンが皆様に行き渡るまでにつきましては、このような対応が必要な部分もあるかと思っております。何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

本日の審議会につきましては、ぜひ活発な議論をお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

賃金係長 以後の議事進行につきましては、石岡会長よろしくお願ひいたします。

石岡会長 それでは、議事に入りたいと思っておりますけれども、その前に本審議会の議事録署名者を指名したいと思っております。

労働者側から赤間委員、使用者側から小笠原委員をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(両委員から、了承の声)

6 議 事

(1) 令和3年度青森県特定（産業別）最低賃金の改正申出に係る意向表明について
石岡会長 それでは、議題の（1）、令和3年度の青森県特定（産業別）最低賃金の改正申出の意向表明につきまして、事務局からご報告をお願いします。

賃金室長 おはようございます。労働局の吉田でございます。本日もよろしくお願いたします。わたくしのほうから議題の1つ目、意向表明につきましてご説明をさせていただきます。資料につきまして1頁から4頁ということでございます。産業別最低賃金の改正につきましては、「例年7月末を目途に関係労使からの申出を受けまして、改正の必要性の審議、それから改正の諮問等を行う」という流れになりますけれども、その申出の前に、概ね前年度末までに、「申出をするか」という意向を表明いただく、これを審議会において確認をさせていただくということになっております。

今般、労働者側のほうから提出されました「意向表明」の文書の写しが付けてございます。会議資料の1頁から4頁でございますので、ご確認いただきたいと思ひます。

1頁目が「鉄鋼業」で、基幹労連青森県本部からの申請となっております。2頁目は、「電気機械器具等製造業」でございまして、電機連合青森地域協議会からのものになります。続きまして、3頁目が「各種商品小売業」でございまして、UAゼンセン青森県支部からのもの。4頁が、「自動車小売業」でございまして、自動車総連青森地方協議会から、それぞれ意向表明がされているということでございます。この意向表明によりまして、令和3年の7月末までに改正の申出が行われるという予定となっておりますので、審議会としてのご確認をお願いしたいと思ひます。

今回、意向表明が提出されましたことから、今年6月に毎年実施しております最低賃金実態調査の実施に当たりまして、この4業種につきましても調査の対象とさせていただき、例年通り、改正審議に対応できるように、準備をさせていただくということになります。

次に、意向表明がございましたので、適用労働者数と適用使用者数の確認をお願いしたいと思ひます。会議資料につきましては5頁でございます。

鉄鋼業につきましては、適用労働者数が「1, 257人」、適用使用者数が「28」というふうになってございます。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、適用労働者数が「6, 620人」、適用使用者数が「125」となります。各種商品小売業につきましては、適用労働者数が「2, 455人」、適用使用者数が「29」。最後の自動車小売業につきましては、適用労働者数が「4, 575人」、適用使用者数が「572」というふうになります。

この表の今申し上げた数字につきましては、平成28年の経済センサスの調

査結果を基に、その後、毎年行っております最低賃金実態調査等で廃止になっている事業場などの結果を反映させたという数字になってございます。

今、申し上げた表の横に申出要件（人）というふうになってございますが、産別最賃の申出につきましては、「適用労働者数の概ね3分の1の申出」が必要ということでございます。適用労働者数が一番少ない鉄鋼業につきましては、419人、一番多い電気機械器具製造業につきましては、2,207人ということでおよそ3分の1の数字になりますので、ご確認いただきたいと思っております。

改正申出に際しての必要書類等につきましては、6頁以降に付けてございませうけれども、例年と基本的には同じということでございます。但し、押印廃止という流れが来ておりまして、そのところが改正される予定でございます。具体的には、例えば、資料6頁、申出形式のところに「提出部数」とありまして、内容が「必要部数2部、いずれも記名押印又は署名」となっておりますけれども、ここはおそらく要らなくなります。パソコンから印刷したものをそのまま使用してもいいということになるということでございます。

さらに、8頁、申出にあたって個別合意の書類を付けていただく場合がございますけれども、こちらの一番右の枠、ここは合意を確認するために必要な書類の欄でございますけれども、この一番上の（1）の部分、「最低賃金の改正又は廃止に関する申出について、書面をもって個々の労働者又は使用者の合意がなされている場合」、これの「イ」と「ロ」、このところに「合意した者の署名捺印」というのが2か所ございます。4行目の部分と13行目から14行目のところですが、これがいずれも記名になるということで署名や印鑑をついてもらっていたのが、各自のゴム印を押すだけでいいということになる予定です。

これはまだ改正の最中ということですので、実際に要らなくなるということになりましたら、その時点で関係する労使のほうには、その旨のご連絡を改めてご連絡させていただきたいと思っております。

ただ、これから合意書面を取るということであれば、ハンコは要らなくなりましたということだけご了解していただければというふうに思います。

これが申出書類についてですけれども、これに関連しまして、最低賃金関係の押印の話はこれだけではなくて、全体的に要らなくなるということでございまして、今、ご説明させていただきました申出以外にも、例えば、この前、各団体のほうから提出いただいた委員の推薦書であるとか、それに添付されておりました各委員から出していただく内諾書の押印、これらも要らなくなるということでございますので、押印をしないといけないということではありませんが、これからは基本的にすべて不要となる予定です。

以上が産業別最低賃金の改正申出の意向表明に関する説明でございます。

石岡会長

ただ今の報告につきまして何かご質問はございませんか。

(委員から、「特になし」の声)

石岡会長　　今の記名に代わるというところなんですけれども、そうしますとドラフトと本当の書面との違いというのがなくなってしまいますよね。何だかそれも怖い感じがします。

賃金室長　　そうですね。例えば、「登録されているメールアドレスから送られてきたものは本人からのものだ」というような形での確認になるということのようです。全然、知らないところから送られてきたものは確認するということにはなると思いますが、今もさせていただいておりますメールのやり取りで、電子データで送っていただいたものについては問題ないという形になるかと思えます。疑問があるようなことがあれば、その段階で確認をさせていただくということはあるかもしれないです。これは、国全体の方針ということですので、この形で今後は進んでいくということでございます。

石岡会長　　はい。他に何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(委員から、「特になし」の声)

石岡会長　　それでは、令和3年度の産業別最低賃金の改正について、鉄鋼業をはじめとする4業種すべての産業別最低賃金の改正申出の意向表明が行われているということ、当審議会として確認をしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(委員から、「異議なし」の声)

石岡会長　　ありがとうございました。それでは、ご承知のとおり、産業別最低賃金は労使のイニシアチブの発揮によって設定されるということになっております。円滑な審議に向けて、日ごろから労使双方の意思疎通を図っていただくようお願いをしたいと思います。

石岡会長　　それでは次に、議題の(2)の「令和2年度最低賃金審議会等開催状況の報告について」事務局からご説明をお願いします。

賃金室長　　資料の9頁の開催状況をご覧ください。当然、これは皆さんおわかりの話ですので簡単にご説明ということにさせていただきます。局長のあいさつにございましたとおり、今年度は本日の本審を入れますと、本審、専門部会、検討小委員会を含め、全部で17回の開催ということになってございます。地域別最賃につきましては、本年度は中賃の目安伝達を7月29日に、そのあと、3回

の専門部会における審議を経まして8月7日に答申をいただき、令和元年度より1日早い10月3日の発効ということになりました。産別最賃につきましても、4業種とも全会一致で結審し、例年どおり12月21日の指定発効ということになってございます。

10頁以降につきましては、東北地方の産業別最低賃金の年度別推移でございいます。「各種商品小売業」につきましては、現在東北では当県だけの設定になっておりますから、資料についてはないということでございます。

14頁でございますが、「最低賃金の未満率・影響率」と「監督指導結果の状況」でございます。令和2年度の最低賃金より履行確保を主眼とする監督指導結果でございますが、これは大体1月から3月にかけて毎年実施をしているものでございますけれども、一番下の欄ですね。これは、2月28日現在のものでございますが、県内6つの監督署におきまして、202事業場に対して監督を実施しております。その内、最低賃金法第4条違反が19件ございまして、違反率が9.41%ということになっております。前年度は、違反率14.6%、その前の年は、17.76%ということで、多少違反率は下がっておりますけれども、上の表の30年や令和元年を見ていただければわかるとおり、上げ幅が24円や28円上がっていた年でございまして、それから比べますと、今年は3円の上げ幅だったにもかかわらず、9%違反があったということですので、それなりの違反はあるのかなということでございます。当然、違反を指摘させていただいた事業所につきましては、監督署のほうからは是正を勧告しておりますのでほとんどの部分では差額を支払うとか、今後については最賃を払うという形での是正になるということが通常ということでございます。

本年度の審議会開催状況等につきましての説明は以上でございます。

石岡会長 ただ今の説明につきまして、何かご質問やご意見はありませんか。
 特にございませんか。

（委員から、「特になし」の声）

（3）その他

石岡会長 それでは、その他に事務局から何かありますか。

賃金室長 はい。それでは最後に、資料の残りの部分を簡単に説明させていただきます。15から16頁につきましては、当賃金室で実施しております最低賃金に係る「周知広報実施状況」でございます。

1は、報道機関へのリリース関係で、基本的には昨年度と同様のタイミングでリリースをさせていただいております。

2は周知広報の状況ということで、県最賃につきましては693件依頼をしております。各地方自治体であるとか、関係団体、あとは人がたくさ

ん集まるような場所等につきましてポスター・リーフレット等を送付して周知を図っているということでございます。

この15頁の一番下に広報誌等に掲載された市町村の数ということで、去年は今の段階で38市町村だったんですけれども、今年は2月までに全ての市町村の広報誌に「青森県最低賃金の改正について」を掲載いただいたというところでございます。

3につきましては、広報等による周知でございますが、(1)、(2)につきましては昨年度は実施していなかったわけですが、今年新たにNHKラジオ、こちらのほうでお知らせの時間に周知をいただいたということ。また、公共交通機関の車内広告なども実施をさせていただいたところでございます。(3)は、お手元にもございますとおり、鉄道のポケット時刻表ということで、青い森鉄道とJR二つの時刻表に広告を載せ、地域のほうに周知をするということも引き続き行っているということでございます。

また、4は当局のHPへの掲載も積極的にしているところでございます。今年度からは、審議会の議事録等につきましても公開するものにつきましては当局のHPに公開をしてございます。今日以前のものについてはアップされていると思いますので必要に応じご確認いただければということでございます。

また、こちらのほうの周知に加えまして、委員の皆様の属する団体等におかれましても会報への掲載等、幅広く周知についてご協力をいただいているということでございますので感謝申し上げたいというふうに思います。

事務局としましては、来年度以降も効果的な時期、手法等を見直しまして、周知に努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

石岡会長 　　ただ今の説明につきまして、何かご質問やご意見はございませんか。

（委員から、「特になし」の声）

石岡会長 　　よろしいでしょうか。それでは、最後に本年度の審議회를振り返って、ご意見やご感想などを伺いたいと思いますけれども、何かございませんか。

赤間委員 　　毎年ですけれども、例年どおり最後なので意見は私たちからではなく、順番を変えてもらえればいいかなと思います。

石岡会長 　　そういうご意見がありますけれども、使用者側からでよろしいですか。

小笠原委員 　　それでは、1年の締めくくりということでご指名でございますので、使用者側のほ

うからお話させていただきます。冒頭、請園局長さんからのご挨拶にもございましたとおり、本年は11年ぶりに中賃において目安が示されない中での審議ということで、使用者側といたしましては大変やりづらい、難しい審議であったなと感じているところでもあります。来年度については、コロナ禍の状況にございますけれどもなんとか中賃の目安のもとに審議できればと思っているところでございます。簡単ではございますが、私のほうからは以上でございます。

齋藤委員

まず、年度の終わりということでございますけれども、今年度、今まで経験したことのないようなコロナ禍という中で、我々使用者も従業員の生活を守るためには、会社を守らなければいけないというふうな観点で臨んできましたけれども、この最低賃金の部分については労働者側の生活を守るというのが基本的な部分ですけれども、しかし、そこの中には先ほど申し上げた会社がしっかり成り立っていなければ労働者の生活を守れないというのが我々の基本的な考え方と思いますが、その部分で中賃の目安等々の部分もございましたけれども、青森県の中の実勢のほうもよく鑑みた中で色々な意見を発表させていただきたいなというふうに思いますので、来年度もよろしくお願ひしたいと思います。

平野委員

はい、お疲れ様です。先ほど出たように去年は中賃の目安がない中でお互い手探り状態という中で交渉が始まったと思いますけれども、ただ、やはり例年、目安に皆さんさんされている春闘相場の実績も昨年の3月段階ではそこまでひどい状況ではなかったし、例年並みの実績が出たのかなという気がします。ある程度、県内情勢も原油安に助けられた部分もありますし、今年状況を見ますと、そういった中でも状況としては実感として、去年よりかなり景気感は悪いのかなという感じがしております。それぞれの業種業界の中でも勝ち組と負け組がはっきりと個別の企業同士で出てますし、勝ち組については過去最高益を出している。かといって、そうでないところは「とてもじゃないけれども賃上げとかはできない」というところもあり、各企業、当県の場合を考えても状況としては地域感を考えると厳しいところもあるのかなという感じがします。ただ、最低賃金の問題で東京との格差等々の問題がよく毎年いわれますけれども、そういうところを考えると、そこは県内で働くものとしては多少考えながら真摯な議論を重ねて、両方納得するような形で結論を導き出していきたいというふうに考えております。

以上です。

野坂委員

お疲れ様です。今期は本当に大変な中、皆様本当にご苦労様です。私は、身近な従業員とかパートの声として、低所得者の人と人材確保のためにいくらかでも上がったらいいなという気持ちがいっぱいで、低所得者の方ともお話しする機会がありまして、「本当に今回ちょっとでも上がっていただいてありがとうございます」という感謝の気持ちも聞いておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。今年もコロナ禍で大変だと思いますけれども、大変な状況の中でも少しでも上がればいい

など思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。

以上です。

小枝委員

私のほうからは、産別の話に絞った形でお話しさせていただきたいのですが、先ほど、勝ち組、負け組みたいなお話があったと思うのですが、電機産業のほうは去年の秋口から逆に受注が増えてきているということで、関連のほうも含め、赤外線を扱っている業者さんとか、様々なところが逆に発注が増えて回らないという。特に中国向けの受注が多いところは、一時期、中国向けが止まっていたのが急に受注が増えるということがあって、非常に人手が足りないという話も出て、右往左往している段階となっているところでございます。その中で、電機の皆と話す時には、やはりこういうのを続けながら、全体に波及するように協力会社さん含め、きちんと毎年時給が上がるような働きかけというのも必要だということもあって、去年も何とか協議の中で4円というところまではしていただいたのですが、今年は、コロナということでかなり業績が厳しいところは多少出てくると思うのですが、これからワクチン含め、少しずつ景気に関しては前向きなところも出てくるのではないかと思いますので、あまりコロナ、コロナで暗くならず、これから希望が見えるというところも少し持ちつつ、最賃の新しい年度の協議を進めていただければなと思っております。

以上です。

秋田谷委員

私のほうからまず今回の中賃の目安ということで、ゼロ回答もしくは据え置きというふうな判断が示されたわけですが、その中で中賃のほうでも書かれていたのが「地域間格差の縮小を求める意見も勘案してください」というような一文がありまして、そのことが地域でも非常に重要な部分として捉えられたのかなというふうに感じております。結果としてみますと、47都道府県のうちの40県で1円から3円の引き上げがされました。残りの7都道府県というのが東京、大阪、北海道を含めて大都市圏で据え置きというふうになりました。ただ、これで格差が縮小になったのかといいますと、金額としては2円、%でいきますと0.2%の改善にしかなっていないということなんです。据え置きの中で、なぜ40都道府県が引き上げをしたかというところ、やはり人材の流出、優秀な人材が皆東京とか大都市圏に行ってしまう、ある程度若い方が就職されてUターンしようとしても、地方ではいい仕事がない、生活できる賃金がもらえないというふうなことで帰ってくることを躊躇する方がいる。そのことが結果として地域の経済の縮小にも繋がりますし、労働者不足にも繋がるということを各地方の審議会の中で議論した結果が中賃の目安なしの中での40県が引き上げをしたことかなと思っております。審議会の中ではお互い反発しあう部分が多いのですが、思いとしては皆さん共通の思いがあるので、「本県を何とか生活できる地域として、最後までこの地域で骨を埋めていけるような地方を目指していく」という思いの中で議論をしているということでございますので、また夏から議論になると思うのですが、そこでお互い理解できる部分については理解を深めつつ議論

をしていければというふうに考えております。

以上です。

赤間委員

色々話が出たとおりに、私たちは戦争を経験していないのですけれども、コロナというこれだけ世界的に経済情勢も含めて情勢が悪くなるというのは、ここにいる皆さんが初めて経験していることではないのかなというふうに思っています。その中で、昨年引き上げができたというのは、特に使用者側の皆様、公益側の皆様のご理解が得られたのかなというふうに思っております。コロナというのは、世界的な問題です。それと同時に格差というのも同じくらい大きな問題だと思っています。色々なテレビでも人種的な差別の問題もありますけれども、貧困ということが根底にあると思っております。日本でも絶対的貧困ではないですけれども、相対的貧困という形で中々表面には出づらような貧困というのは労働者派遣法以来、とても根深く広がってきているのではないかと考えています。その中において、最低賃金が最賃法改正の時から話題になってますけれども、やはり引き上げに向けて議論が必要だと、格差を是正するというのが大きな命題ではないかなと思っております。コロナで大変だという話もありましたけれども、先ほど委員のほうからもありましたように、確かに私たちの加盟組合の中でも、旅客の輸送はとても大変ですけれども、物資の輸送は人が足りないくらい回っている。製造業でも先ほど小枝委員のほうからもありましたけれども、電機のところは、今、自動車の主体が電気自動車になりつつあって、半導体の取り合いがものすごく起きている。これで、電機のところはものすごい勢いで人が足りない。産別最賃の中でも上げられないといった委員の方も、我が家のところに毎週のように人が足りないというチラシ入ってきているくらいですから、本当に人が足りない状況だと思えます。そういうふうなところも感応しながら、一律にコロナで青森県の経済もだめだから最賃は上げられないという議論ではなく、是非真摯な議論を重ねながら格差の是正をしていかなければならないと思えます。東京や中央のほうでは非常事態とかいろいろな宣言ありますけれども、青森県は色々なところに目を向けると、浅虫などに標準語の方とかずいぶんいるんです。本当は出歩いたらだめなんじゃないかと思うのですが、ホテルとかいろんなところにそういう人がいるので、全く青森県の経済が落ち込んでいるわけでもないのかなと思っております。昔、青森県0.29倍の時でも最賃の引き上げしてきたわけですから、それからみると、今は大変だというふうに言ってますけれども、先ほど秋田谷委員が言ったように働くところがないわけでもなく、有効求人倍率も持ちこたえているということで今こそ格差の是正を青森県もしていくべきじゃないかなというふうに思っています。

あともう一つ、先ほど出ていましたけれども、審議の公開というのが私たちのほうにも色々流れてきています。「審議会のところはオープンにするべきではないか」という色々な議論が出てきてますけれども、やはり一番大事なのがお互いの真摯な議論ではないかと思いつつ、来年度どうしていくのか皆さんで話し合いをしながら公開の部分についても、審議の公開なのか、議事録の公開なのか、議事要旨でいいのか、そういう話も是非含めて、新たな議論が必要かなと思っております。

最後に、同一労働・同一賃金の話が次年度活発にはなってくると思うので、そうした面からも労働弱者の部分を最低賃金で引き上げながら同一というまではいかないとは思いますが、どれだけ生活レベルの安定にこの場で寄与していけるのか、皆様のご理解とご協力を仰いでいきたいというふうに思っております。コロナの中、大変でしたけれどもありがとうございました。またよろしく願います。

石岡会長 はい。では、公益側からも。戸沢委員お願いします。

戸沢委員 年度の途中から入らせていただきまして大変勉強になりましてお世話になりました。最初、委員を引き受けるときの大きな疑問が、最低賃金、1円、2円と非常に細かいところで攻防しているわけなんですけれども、影響を受ける方というのはどのくらいいらっしゃるのかということ吉田さんがご説明に来てくれた時に質問したのですけれども、青森県の場合、かなりはこの最低賃金の近くで働いている方が多いということを知りました。それで、この審議会の重要性というか、ここで決まる金額によって色んな影響を受ける方が多いんだということを知りました。その結果として、ここにあるように数字が決まって、その金額が様々な方法で周知されたり、事業場に監督を行い最低賃金に関する違反があるところは指導を受けたりと非常に重大な責任を負っている会議だったということを知りました。改めて、こういうところで議論されて決まっていったことが社会に影響を与えるということ、特に青森県の場合は地域的にみてもそう思いました。

NHKがここに入っている意味というのを考えたのですけれども、2つありまして、一つはここで決まったことを放送などで周知する、それから、最低賃金のことだけではなくて、労働統計なども色々いただいて放送させていただいておりますけれども、そういった広報機関としての役割というのが一つあると思います。もう一つは、先ほども話してましたが、こういうところで議論されたことや決定したことで少しでも地域経済を盛り上げることができるように放送などを通じて協力していきたいと思っております。ですので、先ほどお話があった、この場では、労働者側、使用者側ご意見がぶつかることが多いのですけれども、思いとしては地域の経済や労働環境などを少しでも良くしていくというのが共通の願いだと思いますので、そういったところで私たちもここで学んだことを放送などで活かしていければと思っております。

今、Uターン、Iターン進んで、意識としては青森で働きたいという人が増えていると思います。なので、待遇の面でも働き甲斐の面でも後押ししてあげられるような、そういう場であり、そういう審議ができればいいと思いました。引き続きよろしく願います。

石岡会長 はい。それでは、飛鳥委員お願いできますか。

飛鳥委員 去年の今頃、コロナでてんやわんやになって、これから先どうなるんだろうという中でまだまだ未確定なところは沢山ありますけれども、ワクチンが出来てきたり、行

政側の政策、例えば、給付金が出るとか、なんとなく行政側の政策というのも私たちが認識していっている中で、先ほどのお話にも出た負け組、勝ち組というところになると恐らく負け組のところでは働いていらっしゃる皆様にとって最低賃金は最後の砦として重要だと思います。恐らく、様々な業種がある中でただ一つの正解になるような最低賃金というのはないと思っています。ただ、最低賃金を一つの金額にまとめないといけなくなった時に何が必要かとなれば、この場での皆様の真摯な議論、これに尽きるのではないかと思います。わたくしとしては、皆様のお話を聞いて頑張らせていただいている状況なので何とも言えないのですが、色んな要素、例えば、ワクチンが出来たからといって、また変異株が流行してきたり、先手先手ということにはならないと思うのですが、真摯な気持ちで話し合いに参加していきたいと思っております。

わたくしからは以上です。

石岡会長 森委員、お願いします。

森委員 皆様もお話されているように、コロナの発生でこれまでの経験値などがなかなか繋がらなくて、非常に難しい審議会だったのではないかと思います。その中で、使用者側の方も労働者側の方も私たち公益側も正直に言って手探りで「最低賃金いかほどか」という議論をしてきたと思っております。わたくしどもの学生にしてもコロナの問題で、例えば、飲食店でアルバイトをする学生なども多いものですから、ローテーションが減って当てにしていた収入が得られないというようなことがあり、これは決して最低賃金の金額の問題ではないわけなのですけれども、たまさかの先週末、親しくしていらっしゃる経営者の方とご一緒にお食事をしてお話をしましたら、やはり人手不足はおっしゃっていました。私、最低賃金の審議会の委員をさせていただいているのですが、金額よりも見込みとか先行きがどうなるかという見通しが立たないのが非常に厳しいと思います、学生、職を求める立場の人も経営なさっている方も。そういう皆が手探りの中で最低賃金の審議会の中で異なる立場の皆さん方で色々議論をして話し合うこと自体に意義があるのではないかと思います。立場が違えば意見が違おうという画一的な話ではなくて、お互いがお話をする中で一致はしなくても議論の中では共有するような考え方というのは重要だと思います。経営者の方も人手不足で困っている、「どうしたら先生のところの学生が来るだろう」という話もされたのですが、最低賃金の審議会に属しているのですけれども、「金額よりも働き甲斐だとか企業の魅力というものを作るのが大事なのではないですかと、企業に魅力があれば目先の給料よりも募集に応じる人も増えるのではないですか」という当たり障りのない話をしました。結局、最低賃金の審議会を通じて、様々な人たちに一つの共通項になるようなものが生み出せれば、お互いが全然違うことを言い合っていたら中々折り合いがつかないのですけれども、そういうことに繋がればいいなというふうに思っております。もし、そういうことに参加していけることがあるとすれば大変光栄なことだと思っております。

以上です。

石岡会長 それでは、佐藤先生、お願いできますか。

佐藤委員 私は、今年度で10年間務めさせていただきましたので退任することになりました。この10年を振り返っての感想を含めて述べさせていただきたいと思います。もう10年になりますので、最初のことはあまりよく覚えていないのですが、最初に、委員の就任のお話をいただいて、説明を受けたときは最低賃金という言葉は知っていましたけれども、どのような審議会で、依頼されている公益委員という立場がどのようなものなのかというのは全く分からず、ただ会議に出て、座って話を聞いているという状態でした。こんなことでいいのかなというふうに何年間思っていたと思いますが、10年をまとめて振り返ってみますといつ頃からかは分からないのですが、最初は2、3円くらいで攻防していたと思うのですが、ある時期、特にここ数年は非常に変化が激しくて20数円とか、それから、コロナでまた金額が数円単位と、非常に激動してきている中で、議論のほうもその時の社会状況、青森県の状況もそうですが、それを踏まえてのとても具体的な議論を伺うようになって、私自身もそのことについて関心を持ち、自分なりの考えを持つようになりました。先ほどから多くの委員がおっしゃっていますけれども、今、「全国一律の最低賃金はどうか」とか「地方で審議会をやる意義があるか」ということも審議会の中で出されましたけれども、やはり、先ほど来、出ていますように、その地域の中で労働者側の代表の方と使用者側の代表の方がそれぞれの立場、状況を踏まえて話し合い、共通理解を得て、その中で大変だけれども一つの結論を出していくという、このことに大変意義があるのではないかというふうに参加させていただいて感じています。ここ数年は、部会長代理ということで少し重い役割を担わせていただきまして、それを十分果たせなかったのかもしれないのですが、事務局の皆様の周到な準備のおかげで何とか務めることができ、それも大変ありがたく思っております。

最後に、最近、コロナ禍の中で女性の置かれている状況が非常に困窮を極めている。自殺もそうですし、DV、暴力もそうですし、やはり、非正規労働におかれている女性たちは給付金を受け取ることができないというような、それが見過ごされているというようなこともニュースで報道されています。私のほうの活動でも聞いております。局長さんは最近、テレビで頻繁にお見掛けして、その都度色々対応されている。それから、県民に向けてメッセージを発していただいている、その度に、ありがたいなと思っているのですが、やはり一番弱い立場といえますか、見えないところにいる方たちに目を向けて、最低賃金もそういう意味だと思いますので、是非今後ともこの審議会の充実と発展と、それを踏まえての青森県の発展といえますか、より良い地域になっていかれることを一県民として見守らせていただきたいと思います。本当に長い間お世話になりましたありがとうございます。大変、いい勉強になったことと充実した10年間でした。ありがとうございます。

石岡会長 佐藤委員は、本当に長い間お疲れさまでした。

では最後、わたくしの感想としては、皆さんおっしゃるとおり、難しい1年だったなというふうに思っております。なかなかこちらとしても難しい判断をせざるを得なかったわけですが、全体にもう少し、今、「見える化」ということが言われていますけれども、双方のご主張、それはもちろん分かるのですが、それが全体の中でどういう位置を占めるのかという辺り、具体的に言いますと、使用者側は「こういう企業があって、こういう苦しい状況があるんだ、だから賃上げは難しいんだ」ということをおっしゃる。逆に、労働者側は「こういうふうに儲かっている企業があって、人手不足もあるので賃上げをしなければいけない」とおっしゃる。それは、個別にそういうことはあるのでしょうかけれども、それが全体の中でどういう位置を示すのかというように辺りを客観性のある資料のようなものが欲しいなというふうに思います。そうはいつでも、「では、どういうものを出せばいいんだ」と言われると、なかなか難しいのですが、いつも双方の話を伺いながらそういうふうなことを考えながら、何を拠り所にしながら、判断していけばいいのかというのが非常に難しいと思っております。

そうは言いながら、私がこの委員になる前は、そんなに最低賃金というものが身近に感じてはいなかったのですが、その後、色々話を聞くとやはりあちこちで影響があったり、若い人たちは自分たちのアルバイト代などに反映することもあって、若い人たちが最低賃金を気にしているということも耳にしたりして、そういうことを考えると、本当に責任重大だなと思ったりしているところであります。来年度の情勢がどのようになるか分かりませんが、こういうシビアな議論が続くことは間違いないのかなというふうに思っております。労使双方の皆さん、是非ご協力をいただきながらやっていくしかないかなと、皆さんの知恵を絞って、知恵を合わせながら、何とかいい結論を、落としどころを見つけていくしかないのではないかと思っておりますので、何卒ご協力をお願いしたいと思っております。

どうも一年間ありがとうございました。

というところで一回りしましたが、何か言い足りなかったことなどありませんか。特段よろしいでしょうか。事務局のほうから何かございますか。

賃金室長 特にございませぬ。

7 閉 会

石岡会長 よろしいでしょうか。それでは、本日の審議会はこれで終了としたいと思います。佐藤先生、10年間ご苦勞様でございました。それでは、今日は終了したいと思います。どうもご苦勞様でした。